

令和4年5月25日

令和4年度第2回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和4年5月25日（水）

午後1時30分開会～午後3時48分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第9号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

4. 協議事項

1) 農政

協議（1） 令和5年度農林水産関係税制改正に関する要望について

協議（2） 農業委員会の適正な事務実施に係る令和3年度の活動に対する点検・評価について

5. 出席委員(23名)

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員

6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員

8番 鈴 木 淳 也 委員

10番 横 山 藏 人 委員

11番 中 鉢 守 委員

12番 渋 谷 裕 子 委員

13番 高 橋 英理子 委員

14番 佐々木 俊 通 委員

15番 下 山 信 行 委員

17番 菅原 まり子 委員

18番 高橋 順子 委員

19番 中條 泰洋 委員

20番 菅原 清一 委員

21番 小野寺 正晃 委員

22番 鈴木 至 委員

24番 齋藤 浩義 委員

25番 熊谷 安正 委員

26番 佐々木 政直 委員

6. 欠席委員(3名)

9番 菅原 ひろみ 委員

16番 只埜 和臣 委員

23番 佐々木 渉 委員

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長 千葉 晃一

事務局次長 藤本 将寛

事務局長補佐 菅井 敏幸

事務局長補佐 真田 賢一

主幹兼係長 中鉢 潤

主幹兼係長 北浦 邦之

主査 堀越 拓磨

事務所長 佐々木 賢

主幹兼係長 大沼 淳子

主事 千葉 悠太

午後1時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから、令和4年度第2回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、本日の欠席通告者は、9番菅原ひろみ委員、16番只埜和臣委員、23番佐々木渉委員であります。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和4年度第2回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。19番中條泰洋委員、20番菅原清一委員にお願いいたします。なお、本日の会議録書記に真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（菅井敏幸事務局次長補佐）

報告に入ります前に、取下げの案件がございましたので、ご説明申し上げます。議案書38ページ、議案第10号、番号178番、179番の2か件につきまして取下げがありました。このことに伴いまして、目次の件数も変更となります。議案第10号が98件から96件に変更となります。

それでは、審議事項の報告に入らせていただきます。

〔報告1～3の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から3の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号35番から89番までの55か件のうち、番号39番から60番の22か件が、議案第8号番号33番から54番の22か件と、番号65番から80番の16か件が議案第8号番号55番から62番の8か件と、番号82番から89番の8か件が、議案第8号番号63番から66番の4か件の合わせて46か件がそれぞれ関連することから、この46か件を議案第8号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第6号番号35番から89番までの55か件のうち、議案第8号で併せて審議する番号39番から60番の22か件、番号65番から80番までの16か件、番号82番から89番までの8か件の46か件を除いた番号35番、36番、37番、38番、61番、62番、63番、64番、81番の9か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（菅井敏幸事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

質問を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第6号番号35番から89番までの55か件のうち、議案第8号で併せて審議する番号39番から60番までの22か件、番号65番から80番までの16か件、番号82番から89番までの8か件の46か件を除く9か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第6号番号35番から89番までの55か件のうち、議案第8号で併せて審議する番号39番から60番までの22か件、番号65番から80番までの16か件、番号82番から89番までの8か件の46か件を除く9か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号3番、4番の2か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（菅井敏幸事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。昨日5月24日午前9時より、7番布塚幸子委員、9番菅原ひろみ委員、11番中鉢守委員、12番渋谷裕子委員、13番高橋英理子委員、15番下山信行委員の6名と事務局2名で現地調査していただきましたので、ご報告いたします。番号3番と4番を、7番委員、報告をお願いいたします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。番号3番を報告します。転用目的は、貸展示場として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側に宅地、西側に田、南側と北側も田でした。申請地の管理状況は、丈の低い草が枯れた状態でありました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。また、申請地には、盛土をすることで土砂の流出を防ぎ、雨水排水対策については、U字溝などを入れて市道脇の既存の水路へ流すとのことであり、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。

続きまして、番号4番を報告します。転用目的は、自宅用庭園敷地として利用するものです。申請地の周辺状況としては、東側は道路を挟んで田、西側と

南側と北側は宅地です。申請地の管理状況は、植木等が植えられてありました。申請地の農地区分は、都市計画区域内の用途指定された区域であることから、第3種農地と見てきました。周辺農地への影響については、東側は道路を挟んで田があるため、影響ないと思われます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませんか。20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号4番についてですが、現地は植木が植えられていたということではありますが、申請人は、事業用として植木を植えている方、庭師や植木屋などの職業なのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

説明いたします。申請書上、職業は会社役員となっており、運送会社の会長とのことです。

議長（佐々木政直会長）

20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。了解しました。以前、利用状況調査の際に植木が植えてある事例があり、無断転用ではないかとの議論がありました。その事例では、その方が、植木屋であり、事業用のため無断転用とはならないとの結論でした。ただし、今回の場合は、無断転用になると思いますので、経緯などもう少し説明していただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

今回の場合ですが、初めに土地家屋調査士が来庁しまして、平成10年頃から庭として利用しているため、非農地証明願で対応できますかと相談がありまし

た。しかし、非農地証明は20年以上その状態であることを公の書類で証明できなければ交付はしておりません。今回の場合は、20年以上その状態であることを公の書類で証明できなかったため、4条で申請するよう指導したものです。

なお、今回の申請地の東隣の宅地で、平成10年に自宅を新築しており、同じ時期に3条申請で当該農地を購入しております。申請者に確認したところ、当該農地は購入当時から不作付地で荒れていたため、農地との認識はなく、当初から庭木を植える計画であったとのことです。また、3条申請などの手続きは、全て仲介業者に任せていたとのことです。以上です。

議長（佐々木政直会長）

20番委員，よろしいですか。

20番（菅原清一委員）

説明ありがとうございました。農地との認識がなかったとはいえ、おそらく無断転用になると思いますので、それなりの措置，申請人から始末書をいただくのがよろしいかと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

番号4番に関連して，そのほか皆さんから何かご意見ございませんか。

ただいま，20番委員から始末書を提出していただいたらどうかとの意見がございました。これについて，ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第7号番号3番，4番の2か件のうち，番号3番1か件を意見相当と認め県に進達し，無断転用である番号4番1か件については，会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め，無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第7号番号3番，4番の2か件のうち，番号3番1か

件を意見相当と認め県に進達し、無断転用である番号4番1か件については、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号30番から75番までの46か件と、関連する議案第6号番号39番から60番、番号65番から80番、番号82番から89番の46か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（菅井敏幸事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査について報告いたします。番号30番を7番委員、報告をお願いいたします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。番号30番を報告します。転用目的は、資材置場用通路拡幅のためです。申請地周辺の状況は、東側が原野、西側が道路を挟んで原野、南側が雑種地、北側が宅地です。申請地の管理状況は、雑草が生えていました。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は自然浸透で、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号31番、32番を15番委員、報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号31番を報告します。転用目的は、野立て太陽光パネルの設置です。申請地周辺の状況は、山林と農地に囲まれた一角で、東側、南側、北側が山林、西側が道路を挟んで田となります。申請地の管理状況は、雑草が繁茂

しておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は自然浸透となり、周辺農地への影響は特にないものと見てまいりました。

続きまして、番号32番を報告します。転用目的は、野立て太陽光パネルの設置です。申請地周辺の状況は、山林と農地に囲まれた一角で、東側に山林、南側、北側が山林、西側が雑種地となります。申請地の管理状況は、こちらも雑草が繁茂しておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は自然浸透となり、周辺農地への影響は特にないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号33番から56番までを11番委員、報告をお願いいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号33番、34番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の再許可申請です。申請地周辺の状況は、北側に集落、南側に水田地帯が広がる場所にある、2町歩前後の営農型太陽光発電設備設置地帯です。管理状況は、草刈りや耕起された農地としてきちんと管理されていました。申請地の周囲は、東側が営農型太陽光発電設備、西側が営農型太陽光発電設備、南側が田、北側が田となります。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、3年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもので、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

続きまして、番号35番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の再許可申請です。申請地周辺の状況は、北側に集落、南側に水田地帯が広がる場所にある、2町歩前後の営農型太陽光発電設備設置地帯です。管理状況は、草刈りや耕起された農地としてきちんと管理されていました。申請地の周囲は、東側が田、西側が田、南側が営農型太陽光発電設備、北側が田となります。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、3年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供

することが必要であると認められるもので、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

続きまして、番号36番、37番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の再許可申請です。申請地周辺の状況は、北側に集落、南側に水田地帯が広がる場所にある、2町歩前後の営農型太陽光発電設備設置地帯です。管理状況は、草刈りや耕起された農地としてきちんと管理されていました。申請地の周囲は、東側が田、西側が田、南側が営農型太陽光発電設備、北側が営農型太陽光発電設備となります。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、3年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもので、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

続きまして、番号38番、39番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の再許可申請です。申請地周辺の状況は、北側に集落、南側に水田地帯が広がる場所にある、2町歩前後の営農型太陽光発電設備設置地帯です。管理状況は、草刈りや耕起された農地としてきちんと管理されていました。申請地の周囲は、東側が営農型太陽光発電設備、西側が田、南側が営農型太陽光発電設備、北側が営農型太陽光発電設備となります。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、3年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもので、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

続きまして、番号40番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の再許可申請です。申請地周辺の状況は、北側に集落、南側に水田地帯が広がる場所にある、2町歩前後の営農型太陽光発電設備設置地帯です。管理状況は、草刈りや耕起された農地としてきちんと管理されていました。申請地の周囲は、東側が田、西側が宅地、南側が田、北側が営農型太陽光発電設備となります。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、3年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもので、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

続きまして、番号41番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の

再許可申請です。申請地周辺の状況は、北側に集落、南側に水田地帯が広がる場所にある、2町歩前後の営農型太陽光発電設備設置地帯です。管理状況は、草刈りや耕起された農地としてきちんと管理されていました。申請地の周囲は、東側が宅地、西側が営農型太陽光発電設備、南側が田、北側が田となります。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、3年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

続きまして、番号42番から46番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の再許可申請です。申請地周辺の状況は、北側に集落、南側に水田地帯が広がる場所にある、2町歩前後の営農型太陽光発電設備設置地帯です。管理状況は、草刈りや耕起された農地としてきちんと管理されていました。申請地の周囲は、東側が営農型太陽光発電設備と一部田、西側が営農型太陽光発電設備と一部田、南側が営農型太陽光発電設備、北側が宅地となります。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、3年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

続きまして、番号47番、48番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の再許可申請です。申請地周辺の状況は、北側に集落、南側に水田地帯が広がる場所にある、2町歩前後の営農型太陽光発電設備設置地帯です。管理状況は、草刈りや耕起された農地としてきちんと管理されていました。申請地の周囲は、四方が営農型太陽光発電設備となります。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、3年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

続きまして、番号49番、50番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の再許可申請です。申請地周辺の状況は、北側に集落、南側に水田地帯が広がる場所にある、2町歩前後の営農型太陽光発電設備設置地帯です。管理状

況は、草刈りや耕起された農地としてきちんと管理されていました。申請地の周囲は、東側が営農型太陽光発電設備、西側が営農型太陽光発電設備、南側が田、北側が営農型太陽光発電設備となります。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、3年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

続きまして、番号51番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の再許可申請です。申請地周辺の状況は、北側に集落、南側に水田地帯が広がる場所にある、2町歩前後の営農型太陽光発電設備設置地帯です。管理状況は、草刈りや耕起された農地としてきちんと管理されていました。申請地の周囲は、東側が営農型太陽光発電設備、西側が道路を挟んで田、南側が田、北側が営農型太陽光発電設備となります。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、3年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

続きまして、番号52番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の再許可申請です。申請地周辺の状況は、北側に集落、南側に水田地帯が広がる場所にある、2町歩前後の営農型太陽光発電設備設置地帯です。管理状況は、草刈りや耕起された農地としてきちんと管理されていました。申請地の周囲は、東側が営農型太陽光発電設備、西側が道路を挟んで田、南側が営農型太陽光発電設備、北側が営農型太陽光発電設備となります。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、3年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

続きまして、番号53番、54番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の再許可申請です。申請地周辺の状況は、北側に集落、南側に水田地帯が広がる場所にある、2町歩前後の営農型太陽光発電設備設置地帯です。管理状

況は、草刈りや耕起された農地としてきちんと管理されていました。申請地の周囲は、東側が営農型太陽光発電設備、西側が道路を挟んで営農型太陽光発電設備と一部田、南側が営農型太陽光発電設備、北側が宅地となります。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、3年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

続きまして、番号55番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置です。申請地周辺の状況は、段々の小さな畑が連なる丘状の農地です。管理の状況は、除草剤等で除草管理されていました。申請地の周囲は、東側が畑、南側が宅地、西側が畑、北側が営農型太陽光発電設備と一部畑となります。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもので、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

続きまして、番号56番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置です。申請地周辺の状況は、段々の小さな畑が連なる丘状の農地です。管理の状況は、きれいに除草管理され、植栽してから10年ほど経過したと思われるブルーベリー畑として管理されていました。申請地の周囲は、東側が畑、南側が畑、西側が営農型太陽光発電設備、北側が畑となります。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号57番から60番までを、12番委員、報告をお願いいたします。

12番（渋谷裕子委員）

12番です。番号57番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置で、下部農地では榊を植える計画となっております。申請地周辺の状況は、農地に囲まれた一角で、周囲は、東西南北とも田に囲まれておりました。申請

地の管理状況は、除草管理されていました。農地区は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については、雨水排水は自然浸透で、影響はないものと見てまいりました。

続きまして、番号58番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置で、下部農地では榊を植える計画となっております。申請地周辺の状況は、山林に囲まれた農地で、周囲の状況は、東西南北とも山林に囲まれておりました。申請地の管理状況は、除草管理されていました。農地区分は、農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については、雨水排水は自然浸透で、影響はないものと見てまいりました。

続きまして、番号59番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置で、下部農地では榊を植える計画となっております。申請地周辺の状況は、農地と宅地に囲まれた一角で、東側、西側が宅地、南側、北側が田でした。申請地の管理状況は、雑草が見受けられるが、ある程度の長さで定期的に管理されているように見受けられました。申請地の農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については、雨水排水は自然浸透と西側のU字溝を利用することによって、ほかの農地への影響はないものと見てまいりました。

続きまして、番号60番を報告します。転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置で、下部農地では榊を植える計画となっております。申請地周辺の状況は、農地と宅地に囲まれた一角で、東側が山林、西側が宅地、南側、北側が田です。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。申請地の農地区分は農振農

用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響について、雨水排水対策は自然浸透と西側のU字溝を利用することで、ほかの農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号61番から66番までを、15番委員、報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号61番、62番を報告します。転用目的が営農型太陽光パネル架台支柱の設置です。周辺の状況でございますが、農地と宅地に囲まれた一角で、東側、南側、北側に田、西側にビニールハウスとなります。管理状況でございますが、除草管理がされていて、大変きれいな状況でした。農地区分につきましては、農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。申請地周辺農地への影響につきましては、雨水排水は東側U字溝の利用となりますので、特に影響はないものと見てまいりました。

続きまして、番号63番を報告します。転用目的が営農型太陽光パネル架台支柱の設置です。周辺の状況でございますが、山林と農地に囲まれた一角で、東側と西側が山林で、南側と北側が田となります。管理状況につきましては、除草管理がされていて、きれいな状態でした。農地区分につきましては、農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響につきましては、雨水排水は東側のU字溝を利用するとのことで、特にないものと見てまいりました。

続きまして、番号64番を報告します。転用目的が営農型太陽光パネル架台支柱の設置です。周辺の状況は、山林と農地に囲まれた一角で、東側と西側と南側が

田、北側が山林となります。管理状況につきましては、除草管理されてきれいな状況でございました。農地区分につきましては、農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策につきましては、西側のU字溝を利用することによって、周辺農地への影響につきましては、特にないものと見てまいりました。

続きまして、番号65番を報告します。転用目的が営農型太陽光パネル架台支柱の設置です。周辺の状況は、宅地と農地に囲まれた一角で、東側と西側が宅地、南側が道路を挟んで宅地、北側が田となります。申請地の管理状況でございますが、雑草等はありませんでしたが、1、2メートルほどの雑木が数十本程度まばらに生育している状況でございました。農地区分につきましては、農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策につきましては、南側のU字溝を利用することによって、周辺農地への影響につきましては、特に影響はないものと見てまいりました。

続きまして、番号66番を報告します。転用目的が営農型太陽光パネル架台支柱の設置です。周辺の状況につきましては、農地と宅地に囲まれた一角で、東側と西側と南側が畑、北側が道路を挟んで畑となります。申請地の管理状況につきましては、除草管理がされてきれいな状況でございました。農地区分につきましては、農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策につきましては、北側のU字溝を利用することによって、周辺農地への影響につきましては、特に影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号67番から72番までを、13番委員、報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。初めに、番号67番から69番を報告します。転用目的は、宅地分譲7区画、位置指定道路、水路として利用するものです。申請地周辺の状況は、住宅地に囲まれ一段低くなった農地でありました。周囲は、四方が宅地になります。申請地の管理状況は、稲刈りした跡が見られ、きれいに管理されておりました。申請地の北側の一部に農業用車庫、西側隣地との境にフェンスがありましたが、何れも撤去するとのことです。申請地の農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響は、南側と西側と北側にL字擁壁を入れ、盛土するそうです。雨水排水対策は南側に水路を設け、そこに流すようですので、周辺への影響はないものと見てまいりました。

続きまして、番号70番をご報告します。転用目的は、宅地分譲7区画、位置指定道路として利用するものです。申請地周辺の状況は、水田と宅地に囲まれた農地でありました。東側に田んぼ、西側に宅地、南側に宅地、北側に田んぼを挟んで宅地となっております。申請地の管理状況は、北側半分は田として使用して耕起したように見られました。南側半分は雑草が生えておりました。申請地の農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響は、東隣の田んぼの境に擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐそうです。雨水排水対策は、北側に集水枡を設けて流すとのことで、特に問題はないものと見てまいりました。

続きまして、番号71番、72番をご報告します。転用目的は、宅地分譲7区画、位置指定道路として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地と田んぼに囲まれた農地でありました。東側が田んぼ、西側が宅地、南側が宅地、北側が宅地となっております。申請地の管理状況は、昨年まで作付した様子でしたが、現在は雑草が生えておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については、北側、東側に擁壁を設け、土砂流出を防ぐとのことです。雨水排水対策は北側の水路、用水升に流すとのことで、周辺農地への影響はないと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号73番を、15番委員、報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号73番を報告します。転用目的がコンテナハウス、資材置場、通路を設置するものです。周辺の状況ですが、宅地に囲まれた一角で、東に線路を挟んで宅地、ほか三方も宅地となります。申請地の管理状況は、除草管理がされていて、大変きれいな状態でした。農地区分につきましては、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響につきましては、雨水排水は東側のU字溝の利用とのことで、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号74番を、13番委員、報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。番号74番について報告します。転用目的は、携帯無線中継基地の増設工事の作業ヤードとして利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地脇の畑と原野に囲まれた農地でした。周囲は、東側が宅地、西側が原野、南側が雑種地、北側が畑と太陽光パネルが設置されていました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は、作業する場所に鉄板敷するので、その隙間からの自然浸透となるそうです。また、工事期間中は汲み取り式の仮設トイレを設置するとのことで、問題はないと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号75番を、15番委員、報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号75番を報告します。転用目的が型枠と資材置場、通路の設置となります。周辺の状況ですが、農地に囲まれた一角で、四方全てが畑となります。管理状況につきましては、除草管理がされており、大変きれいな状態でした。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、業務上必要な施設で集落に接続して

設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響につきましては、雨水排水は全て自然浸透となりますので、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。何点か確認しますが、まず一つ、営農型太陽光発電で3年の一時転用と10年の一時転用の定義、年数の違いを伺います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

年数に関しましては、農水省が発出している通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」の別表に記載があります。要約しますと、担い手、いわゆる認定農業者が耕作する場合は10年以内の許可となり、それ以外の農業者は3年以内の許可となっております。

議長（佐々木政直会長）

21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。私も農水省の通知を読みましたが、そのほかにも10年以内の許可については、荒廃農地であること、第2種農地や第3種農地であることという取り決めがあるようです。今回の議案の中で、番号33番から64番までが再許可の一時転用期間が3年となっておりますが、こちらの方が10年以内の一時転用期間で許可される場合は、この3つの条件のうち、1つでも当てはまっていれば良いのでしょうか。それとも、3つ全部当てはまらないといけないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

一時転用の期間が10年以内になるためには、担い手が耕作すること、荒廃農地を耕作すること、第2種農地または3種農地を利用する場合と規定されておりまして、このうちの1つでも要件を満たせば、10年以内の一時転用期間になり、それ以外の場合は3年以内の一時転用期間という整理になります。

議長（佐々木政直会長）

21番。

21番（小野寺正晃委員）

そうであれば、番号33番から64番は3つの要件の何れにも当てはまらないということで3年以内ということですね。

もう一点伺いますが、この再許可については、昨年度に事業計画変更承認申請で、作物の栽培方法や作付作物の変更をしていると思いますが、実際収量はどうだったのでしょうか。地域の平均的な収量のおおむね8割以上の収量があれば良いという規定があると思いますが、どうだったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

毎年2月末日まで農作物の生産に係る状況を報告することになっておりますが、本件については農作物を生産する法人の担当者が代わって、一から書類の作成の方法を教えてほしいとのことで、報告書を提出していただいたのが5月6日頃でした。この件の取り扱いについては、現在、県と相談しており、ブルーベリーにつきましては、地域の平均的な収量が400kgに対して実際の収量は20kgで5%、イタリアンライグラスとトウモロコシにつきましては、地域の平均的な収量が6,000kgに対して実際の収量は1,250kgで20%となっております。8割以上の収量がない場合の再許可については、令和4年2月3日に農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課の方にお聞きしました。農林水産省のホームページには農業委員会担当者向けのQ&Aがあり、そこには「営農の適切な継続が確保されていれば許可できる」となっております。また、別のリーフレットには、「やむを得ない事情により営農状況が適切でなかった場合はその事情等を十分勘案」となっているため、わたしの中でも許可できるのかできないかの矛盾を感じましたの

で、二つの例について確認いたしました。一つは、水はけの悪い農地で従来不作付地であった場合、暗渠や明渠を施工しているが思ったより排水関係が改善されず、地域の平均的な収量の確保が難しいとの相談を受けているということ、こちらは今回の件を想定したものです。二つ目は、丘陵地帯で激しい暴風雪により作物の生育が悪く、周囲に防風ネットを張って対策もしているが8割以上の確保は難しいということを確認いたしました。その結果、口頭ではありますが、例えば全くの不作付け状態や遮光率の計算に問題があるような営農型設備自体に問題があり、8割以上の収量が確保できないのであれば、論外という話でしたけれども、そもそもこの二つの例については、水はけの悪い農地であることや丘陵地帯のため激しい暴風雪地帯であるという地理的・天候的な問題で収量の確保が難しいと思われるため、十分勘案して再許可は可能ではないか。また、不作付地で今まで収量がゼロだった農地に5%でも20%でも作物が作られるという状況であれば、目指す方向性は8割に満たなくても、不作付地解消の方向へ向っているのではないのかとの回答でした。今回の件については、以下のようなことも県の担当者に確認しております。その内容としては、去年の8月に宮城県北部地方振興事務所の所長、部長、技術副所長を含めて現地確認に行っており、その際に水はけが悪いのではないかと一度指導しているようです。その改善処置の指導に対して何らかの排水対策を行っているのであれば、例え収量が確保できなくても、再許可不可とはせず、段階を踏んで指導して行くとのことでした。また、国の通知上も許可権者が改善措置命令を発出して、それに対して何も改善策を講じないのであれば即不許可で良いけれども、何かしらの対策を講じていれば再許可はできるとなっているようでございます。ただし、今回のように3年間で許可し、その期間中で生産状況が良くないということであれば、期間中の取り消しもあり得るとのことでした。以上のことを踏まえまして、今回の件は許可相当で良いのかと思います。

事務局（千葉晃一事務局長）

わたしの私見も入っておりますけども、世の流れとして、再生可能エネルギーの推進という形で動いております。その一環として、営農型太陽光発電の設置がありますけども、あくまで荒廃農地などに関しては、太陽光発電を設置しながら作付けもしていくということは良いことだと思うのですが、懸念事項として、第

一種農地や農振農用地に太陽光発電設備の設置が頻発することに対しては、少し疑問を感じています。今後も引き続き出てくる案件になると思いますので、総会で委員の皆さんと審議していきながら、進められればと思っております。

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。農地の売買手続き等で農地法第3条申請をしますが、以前あった例では、買ってはみたものの、農地の条件が悪かったため作付けもできず、体の調子も悪くなったため、転用許可を受けて売りたいということがありました。農地を譲り受ける場合、譲受人の営農者としては、農地の条件を確認したうえで許可申請しているはずであり、3年経過した現在でも改善されなくて、5%や20%の収量しかないというのは、農地法第3条第2項第7号の許可基準を満たさない可能性があると思われまふ。しかし、農林水産省では収量云々よりきれいに管理されているという部分を見たほうが良いのではないか。また、再生可能エネルギーを推進するほうが良いのではないかという方向性になっているので、個人的な感想としては判断基準に矛盾があるような気がしています。

議長（佐々木政直会長）

21番委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第8号番号30番から75番までの46か件を意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

また、関連する議案第6号番号39番から60番、番号65番から80番、番号82番から89番の46か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第8号番号30番から75番までの46か件を意見相当と認

め、県に進達いたします。また、関連する議案第6号番号39番から60番、番号65番から80番、番号82番から89番の46か件を許可と決定し、農地法第5条第1項の許可が県より交付されるのと同時に許可書を交付するものいたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第9号農地転用事業計画変更承認申請について、番号2番1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（菅井敏幸事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第9号番号2番1か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第9号番号2番1か件について、意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第9号番号2番1か件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について、番号90番から187番までの96か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（菅井敏幸事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

番号149番、151番、153番の3か件については[]番委員が関係する案件でございます。この3か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、議案第10号番号149番、151番、153番の3か件について先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、●番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。●番委員、退席願います。

【●番 ● 退席】

議長（佐々木政直会長）

番号149番、151番、153番の3か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号149番、151番、153番の3か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第10号番号149番、151番、153番の3か件を承認いたします。●番委員の入室を認めます。

【●番 ● 入室】

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号90番から187番までのうち、番号149番、151番、153番の3か件を除いた93か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号141と番号143番の譲受人が同一人物であるのに、経営の状況に記載された耕作面積が違うようなので、確認をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

番号141番と番号143番の経営の状況に記載された耕作面積について記載に誤りがございます。正しくは、1,327アールとなりますので訂正をお願いします。申し訳ございません。

議長（佐々木政直会長）

11番委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第10号番号90番から187番までのうち、番号149番、151番、153番の3か件を除いた93か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第10号番号90番から187番までの93か件について承認し、さきに審議した3か件と合わせた96か件を市に通知いたします。

これで、1審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の8. 協議事項に入ります。

初めに、農政の協議（1）令和5年度農林水産関係税制改正に関する要望について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（1）令和5年度農林水産関係税制改正に関する要望について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（1）令和5年度農林水産関係税制改正に関する要望について、原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、農政の協議（２）農業委員会の適正な事務実施に係る令和３年度の活動に対する点検・評価について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（２）農業委員会の適正な事務実施に係る令和３年度の活動に対する点検・評価について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（２）農業委員会の適正な事務実施に係る令和３年度の活動に対する点検・評価について、原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

それでは、事務局、委員のほうから報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（中鉢潤主幹兼係長）

[農業委員会活動記録簿について説明]

事務局（菅井敏幸事務局長補佐）

[事務局から連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか何か連絡事項はございませんか。委員の皆様から何かございますか。

2番委員。

2番（櫻井正幸委員）

[会議等の開催通知について質問]

事務局（藤本将寛事務局次長）

[会議等の開催通知について説明]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り、厚く御礼申し上げます。議長の座を降りさせていただきたいと思います。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして、令和4年度第2回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時48分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和4年5月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 中 條 泰 洋

委 員 菅 原 清 一